

# 療を受給されている方へ

で、寝たきり等の一定の障がいがあると広域連合の認定を受けた方』になります。  
高齢者医療制度の被保険者となります。(ただしこの障がい認定は、申し出により辞退することができます。)

## 一人ひとりに保険料を納付していただきます。

- ・ 保険料は、被保険者一人ひとりにかかる「均等割額」と被保険者の所得に応じて算定する「所得割額」を合わせた金額となります。
- ・ 保険料の納め方は、年金からの差し引き(特別徴収)と納付書または口座振替により町へ納付(普通徴収)する方法があります。

後期高齢者医療の平成20年度の保険料は、平成19年中の所得により決まります。  
保険料率については、広報なごみ1月号をご覧ください。

## 後期高齢者医療制度での障がい認定者とは？

### 認定の対象者は

65歳から74歳までで、障がい程度が1級～3級まで(4級の一部含む)の身体障がい者障がい程度等級表に該当される方

### 認定の手続

身体障がい者手帳等で障がいの状態を確認のうえ認定します。

★申請して広域連合から認定を受けることが必要です。

(認定を受けた日より後期高齢者医療制度の対象となります)

持参するもの……認印・現在持っている保険証・障がい分かる書類等

問い合わせ先

本 庁 税務住民課老人医療係 内線519  
総合支所 税務住民課住民係 内線752

65歳から74歳までで

# 障がい認定により老人医

平成20年4月から後期高齢者医療制度が始まります。

平成20年4月から、現在の「老人保健制度」に代わり『後期高齢者医療制度』が始まります。後期高齢者医療制度の対象者(被保険者)は、『①熊本県内に住所を有する75歳以上の方』『②65歳から74歳現行の老人保健制度で障がい認定を受けて老人医療を受給されている方は、平成20年4月からは自動的に後期

**65歳から74歳までで、障がい認定を受けている方は、障がい認定に係る申請の撤回の申し出ができます。**

後期高齢者医療制度に加入された場合、今まで加入していた国民健康保険・被用者保険から脱退することになります。加入していた健康保険の保険税(料)は掛からなくなりますが、後期高齢者医療の保険料を新たに納付していただくことになります。

ただし、75歳未満で一定の障がいがあり、老人保健制度に加入している方に限り、障がい認定に係る申請の撤回の申し出を行うことで、後期高齢者医療の被保険者とならないことができます。

※後期高齢者医療制度に加入しない場合は、平成20年3月31日までに役場税務住民課の老人医療担当へ申し出ください。(老人医療受給資格認定取消申請書の提出が必要です。)

|            | 障がい認定に係る申請の撤回の申し出を提出した場合   | 障がい認定に係る申請の撤回の申し出を提出しない場合                       |
|------------|--|---|
| 健康保険資格     | 現在加入している健康保険(国保、社会保険等)の被保険者、被扶養者のままです。   | 現在加入している健康保険(国保、社会保険等)を脱退し、後期高齢者医療制度の被保険者となります。 |
| 保険料の負担     | 現在加入している健康保険の保険税(料)を納付します。(社会保険の被扶養者の方は保険料の負担はありません。)                                | 一人ひとりが、後期高齢者医療の保険料を納付します。                       |
| 一部負担金の負担割合 | 現在加入している健康保険で決まります。<br><b>70歳以上は2割又は3割</b><br>(平成21年3月末までは1割又は3割)<br><b>70歳未満は3割</b> | 同じ世帯の後期高齢者医療被保険者の所得等で決まります。<br><b>1割又は3割</b>    |